

市立図書館 新業務システム セットアップ及びデータ移行業務契約書

委託者岡崎市を甲とし、受託者三菱電機株式会社中部支社を乙とし、次の条項により契約を締結する。

(総則)

第1条 甲は、市立図書館新業務システム セットアップ及びデータ移行業務(以下「業務」という。)を乙に委託し、乙は、これを受諾した。

(契約の内容)

第2条 乙は、平成17年5月1日から平成17年9月30日までの間、甲によって指示された仕様のおり委託業務を行うものとする。

(契約額)

第3条 この契約の契約金は、金16,800,000円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は金800,000円)とする。

(権利義務譲渡の禁止)

第4条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第5条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、自ら個人情報処理を行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

2 乙は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合、甲に対して再委託先の行為について全責任を負うものとする。

(秘密保持)

第6条 乙は、委託業務を行うに際して、知得した甲の業務上の秘密を、外部に漏洩してはならない。

(個人情報の保護)

第7条 乙は、この契約による個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(目的外使用の禁止)

第8条 乙は、委託業務遂行上甲から提供された資料及びデータ(以下「資料等」という。)を他の用途に使用又は第三者に提供若しくは譲渡してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第9条 乙は、甲の承諾なくして資料等を複写又は複製してはならない。

(無償使用)

第10条 甲は、委託業務遂行上必要があると認める場合は、その占有する施設又は備品等を乙に無償で使用させることができるものとする。

(進捗状況の報告)

第11条 乙は、甲から委託業務の進捗状況について報告の求めがあった場合は、甲が指定する期日までに、甲が示した事項について報告をしなければならない。

(検査監督)

第12条 甲は、必要があると認める場合は、乙の作業現場の実施調査を含め、乙の作業について、検査監督及び委託業務の実施に係る指示を行うことができ



るものとする。

(完了届)

第 13 条 乙は、委託業務が完了したときは、完了届を甲に提出しなければならない。

(検査及び引渡し)

第 14 条 甲は、前条の規定により、乙から完了届の提出があったときは、その日から起算して 10 日以内に検査を行うものとする。

2 成果品の引渡しは、前項の検査に合格したときをもって完了したものとする。この場合において、成果品が乙の所有に属するときは、その所有権は引渡しにより甲に移転するものとする。

(手直し)

第 15 条 甲は、成果品が前条の検査に合格しないときは、期限を定めて乙に手直しを命じることができるものとする。

2 前条の規定は、前項の手直しされた成果品に準用するものとする。

(代金の支払)

第 16 条 乙は、第 14 条に規定する検査に合格した後に、第 3 条に規定された額を、甲の定める支払請求書により甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の支払請求書の提出があったときは、その日から起算して 30 日以内に支払をしなければならない。

(著作権の取扱い)

第 17 条 成果品のうち、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）に規定する著作物（以下「著作物」という。）は、次の各号に定めるところにより取り扱うものとする。

(1) 甲は、著作権法第 20 条第 2 項第 3 号又は第 4 号に該当しない場合も、著作物をその使用のため改変することができるものとする。

(2) 甲は、著作権法第 47 条の 2 第 1 項に該当しない場合も、著作物をその使用のために複製又は翻訳することができるものとする。

(3) 乙は、甲の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第 18 条第 1 項に規定する公表権を行使することができない。

(損害賠償等)

第 18 条 乙は、その責めに帰する理由により、委託業務の実施に関し甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(履行期限の延長及び違約金)

第 19 条 乙の責に帰すべき事由により履行期限までに委託業務が完了することができない場合において、甲が、履行期限後に委託業務を完了する見込みがあると認めるときは、乙から違約金を徴収して履行期限の延長をすることができるものとする。

2 前項の違約金は、履行期限の翌日から起算して委託業務が完了するまでの日数について、第 3 条に規定する額に年 3.6 パーセントの割合を乗じて得た額とする。

(契約の解除)

第 20 条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解

除することができるものとする。

- (1) 乙が、書面による甲の承諾を得ないで、第三者に債務の全部若しくは一部の履行を委任し又は債権を譲渡したとき。
- (2) 乙が、委託業務の履行を放棄し又は正当な理由によらないでこれを中止したとき。
- (3) 乙にこの契約の締結に必要な資格がないことが判明したとき。
- (4) 乙が、第6条、第7条、第8条及び第9条に規定する行為を行ったとき。
- (5) 前4号に掲げる場合のほか、乙がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないおそれが生ずるとき。
- (6) 乙が、正当な理由によりこの契約の解除を申し出たとき。
- (7) 甲の都合により、この契約の解除を必要とするとき。

(契約の解除時の違約金)

第21条 乙は、前条第1号から第6号までの各号の一に該当する理由により、この契約を解除された場合において、その損害に見合う額を賠償しなければならない。この場合においての賠償額は甲と乙とが協議して定めるものとする。

2 甲は、前条第7号に該当する理由によりこの契約を解除した場合において、乙に損害が生じたときは、その損害を補償しなければならない。

3 前条の規定によりこの契約を解除した場合において、委託業務に完了した部分がある場合、甲は、当該完了部分の引渡しを乙に請求することができるものとする。この場合において、甲は、当該完了部分に対する相当額を支払うものとし、その額は、甲乙協議して定めるものとする。

4 第15条から第17条までの規定は、前項の場合に準用するものとする。

(資料等の返還)

第22条 乙は、委託業務が完了したとき又は第21条の規定によりこの契約が解除されたときは、資料等を速やかに甲に返還しなければならない。

(瑕疵担保)

第23条 甲は、契約期間満了後において、当該契約に係る成果品に瑕疵を発見したときは、乙に対して期限を定めてその瑕疵の補修を要求し又は補修に代え若しくは補修と共に損害の賠償を請求することができるものとする。

(補則)

第24条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通保有するものとする。

平成17年 4月28日

甲 岡崎市十王町2丁目9番地

岡崎市

代表者 岡崎市長 柴田 紘



乙 名古屋市中村区名駅三丁目28番12号

三菱電機株式会社

支社長 矢吹



## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1条 この契約により、岡崎市（以下「甲」という。）から業務の委託を受けた三菱電機株式会社中部支社（以下「乙」という。）は、この契約による業務を履行するにあたり、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いについて適正な保護措置を講ずるとともに個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

#### (秘密保持)

第2条 乙は、この契約による業務に係る個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当に使用してはならない。

2 乙は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に係る個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

4 乙及び乙の指示によりこの契約による業務に従事する者は、甲に対して個人情報保護及び守秘義務に関する誓約書を提出しなければならない。

#### (収集)

第3条 乙は、業務を実施するため個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、目的達成のため必要最小限のものとしなければならない。

#### (委託目的外の使用等の禁止)

第4条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を当該業務の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

#### (複写及び複製の禁止)

第5条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

#### (個人情報の返還)

第6条 乙は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による業務に係る個人情報を速やかに甲に返還しなければならない。ただし、甲の指示又は承諾があるときは、漏洩を来さない確実な方法で廃棄することができる。

2 前項ただし書きの規定により廃棄をしたときは、乙は、甲に対し次に掲げる事項を報告しなければならない。

- (1) 廃棄年月日
- (2) 廃棄場所
- (3) 廃棄方法
- (4) 廃棄責任者氏名
- (5) その他甲が求める事項

(事故発生時の報告義務)

第7条 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じる恐れがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(厳重な保管及び搬送)

第8条 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏洩、改ざん、滅失その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(適正な管理)

第9条 乙は、第1条から第8条に掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

市立図書館 新業務システム セットアップ

及びデータ移行業務

仕様書

岡崎市立図書館

## 1 章 総則

### 1 業務の目的

岡崎市立図書館に、平成17年7月1日から稼動する新たな業務システム(以下、新システムという)の稼動に係る機器のセットアップと、現在稼動中のシステム(以下、現システムという)の利用者データ等のマスタファイルを新しいシステムのファイルレイアウトに変更するもの。

### 2 業務の内容

- (1) 市がリース会社から調達した機器を、別に示した新システムで問題なく稼動出来るように機器のセットアップを行う(リース会社は、初期不良の有無のチェックのみ)
- (2) 別に示す現システム用のファイルレイアウトを、新システム用のファイルレイアウトに変換する。

現システムの主要ファイルの種類としては、

[REDACTED]

2  
[Redacted text block]

などである。

これらを、新システム用に、

3  
[Redacted text block]

のレイアウトに変更するものとする。

- (3) 現システムの各マスタの属性種類は、それぞれのレイアウト用紙に示された様式である。受託者は、これを新システム用に指示された属性様式に忠実に変換するものとする。
- (4) 作成した新システム用のマスタを使い、システム全体のセットアップと、総合的な運用を前提とした検証を開始するものとする。

この際、この作業を行うために必要なデータベースの修正は本業務に含むものとする。

なお、セットアップに際しては、データベースの運用に支障の無いように事前に調査、確認を行い実施すること。

- (5) 本業務には、システムの運用に関する職員の教育訓練を含むものとする。受託者は本館の他 9 カ所のサービス拠点の職員全てを対象に、市の定める期日までに各拠点最低 2 回ずつの研修を実施すること。なお、システム稼動以降も操作習熟のためのサポートを概ね 3 カ月間は引続き行うこと。サポートの方法は、各拠点への直接の要員派遣と電話によるヘルプデスク、電子メールでの問い合わせを組み合わせた実効性のある体制を整える事。

### 3 業務期間

平成 17 年 5 月 日から平成 17 年 9 月 30 日まで

### 4 検査

#### (1) 検査種目及び範囲

##### ア) 中間検査

市は業務開始の 2 週間前までに、セットアップ作業の中間検査を行い、作業の進捗状況の確認と、適切な工程管理がなされているかを検証する。

##### イ) 完成検査

市は、新システム用が安定かつ正確に稼動するか立ち会い検査を行い、各業務が全て支障なく運用可能である事をもって、これを合格とする。

#### (2) 検査費用

検査に要する費用は、受注者の負担とする。

## 2 章 補足

#### (1) 打ち合わせ記録

打ち合せ後、議事録を提出すること。なお、この打ち合わせにより仕様書と差異が生じた場合は、議事録のほかに変更内容を明記した「打ち合せ記録書」を三日以内に提出のこと。

#### (2) 作業報告

必要に応じ、作業進捗状況を市に報告すること。

#### (3) 補償

検査の結果、変更を必要とした場合は、受注者において無償で改修すること。

(4) 記載外事項

本仕様書に記載されていない事項は、市担当者の指示に従うこと。

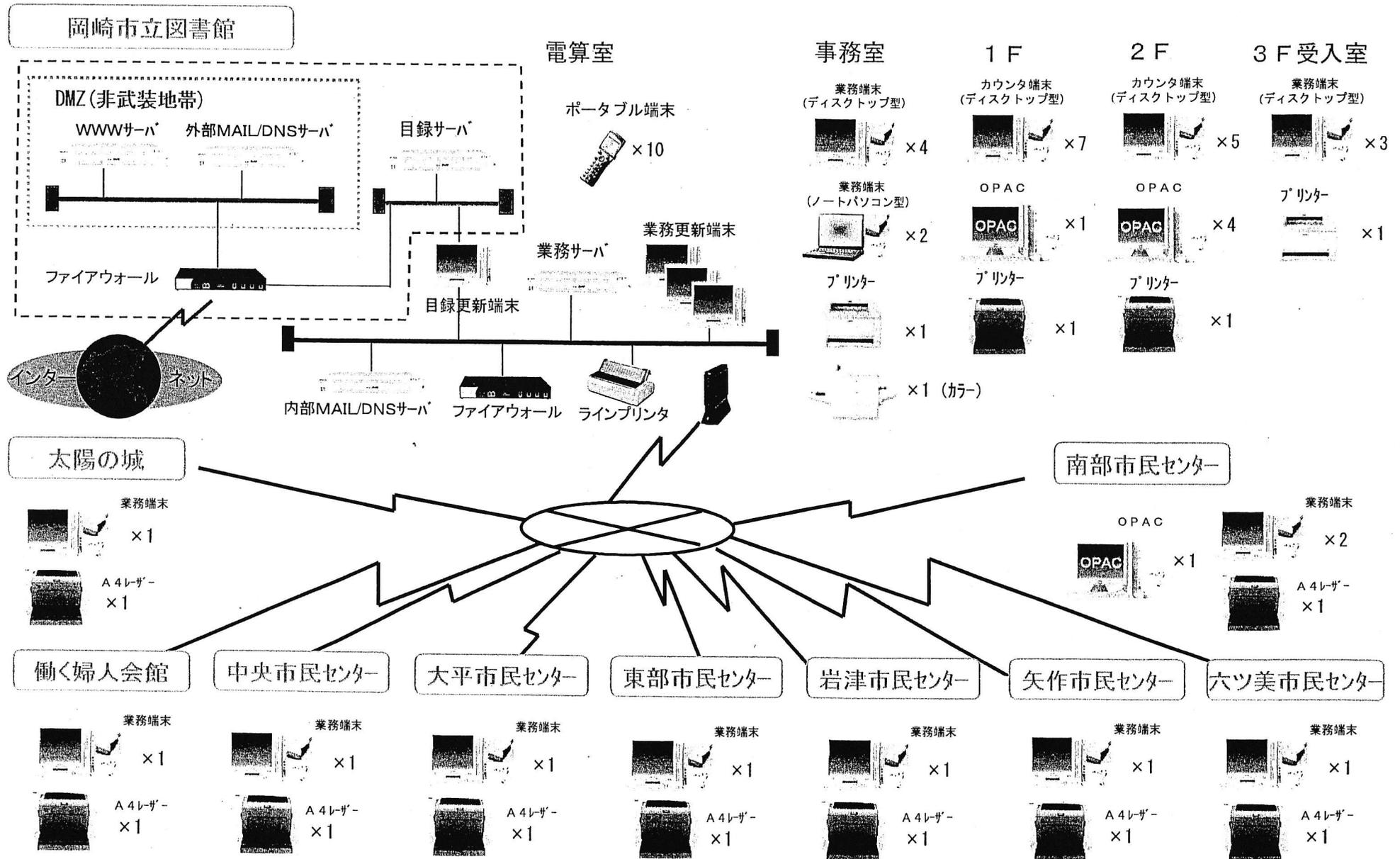
(5) 疑義

この仕様書及び関連仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、市担当者と協議すること。



# 市立図書館 機器構成図 (新システム稼動時)

H17. 7. 1~





取扱	標 題	「岡崎市立図書館新コンピュータシステム構築事業」 データ移行仕様書
C	TITLE	

キーワード KEY WORD
-------------------

オーダー番号 ORDER NO.	件 名 PROJECT			機 種 MODEL NO.	
	岡崎市立図書館新コンピュータシステム構築事業				
作成年月日 DATE	作 成 DRAWN	照 査 CHECKED	検 認 APPROVED	資 料 番 号 DOCUMENT NO.	副 番 REV.
2005.03.18	MDIS [REDACTED]	MDIS [REDACTED]	MDIS [REDACTED]	A245-0-0014	

改訂欄  
CHANGE

副番 REV	ページ PAGE 項目 ITEM	内 容 CONTENTS	作成 DRAWN 日付DATE ..	照 査 CHECKED	検認 APPROVED



